

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から、国民年金保険料の納付漏れがないように夫の分と一緒に婦人会の集金により納付してきた。ところが、記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっている。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅の近くに住む役場職員の勧めで、夫から少し遅れて国民年金に加入し、昭和 36 年 4 月から夫婦二人分の保険料を婦人会の集金により納付していたと述べているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の夫は同年 2 月 3 日に、申立人は同年 2 月 10 日にそれぞれ国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、また、近所の住人の証言により、申立人が居住していた地域では、婦人会が国民年金保険料を集金していたことが確認できる。

また、申立人及びその夫は、平成 3 年に申立人の夫が病気になるまで、申立期間について申立人が未納の記録となっているだけで、2 人とも他の期間に未納は無く保険料納付の意識が高かったことがうかがえ、申立人だけが、国民年金の加入手続を行ってすぐの昭和 36 年 4 月からの保険料を納付しないとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②について、申立人の夫は国民年金保険料を納付しているところ、申立人が居住している地域は昔からの集落で地域の結びつきが強く、夫婦の一方だけ保険料納付を怠るのは近所づきあいの手前から考え難く、申立人の夫の国民年金手帳記号番号の前後計 13 人について、昭和

36 年度から 38 年度までの保険料納付の状況についてみると、生年月日及び性別から夫婦であるとみられる者 2 組は、いずれも申立人と同じ地域に居住し、36 年 4 月から保険料の未納がないことが確認できることから判断して、申立人についても、夫婦の保険料を一緒に納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものとする。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から同年3月まで

私は、昭和39年12月に会社を退職した後、同居していた実母から勧められ、国民年金に加入した。集金人の方が集金に来て、最初の保険料をまとめて納付する時に、集金人の方から「年金手帳には昭和40年4月からしか押印箇所がないが、少しでも早いほうがよろしいよ」と勧められ、国民年金手帳には押印箇所がない40年1月から3月までの期間と昭和40年度国民年金印紙検認記録欄の同年4月から12月までの期間の合計12か月分の保険料を納付した。領収書等はないが、払ったことは間違いないので、納付記録がないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間及び厚生年金保険と国民年金との切替えに伴う1か月を除き、国民年金保険料はすべて納付しており、昭和51年5月からは付加保険料を納付している上、当時同居していた申立人の実母も国民年金保険料を完納しており、申立人及び家族の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険に加入していたため、本来であれば任意加入期間となるが、申立人が所持する国民年金手帳及び市役所が保管している国民年金被保険者名簿によると、昭和40年1月1日より強制加入となっており、当時は強制加入期間と認識していた可能性が高く、さかのぼって納付することは可能だったと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和51年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社に入社してから、何回も転勤を重ねたが、同社C支店からB支店への転勤時、厚生年金被保険者資格喪失日及び取得日は同日のはずであるが、同社C支店での資格喪失日が昭和51年2月28日であり、同社B支店での資格取得日が同年3月1日となっている。退職した覚えは無く、継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間が1か月少なくなっている。会社の届出が誤っていたと思われるので、是正願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

E社人事部からの回答及び退職証明書により、申立人が申立期間にA社B支店に勤務し（昭和51年2月28日に、同社C支店からB支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年3月1日の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支所における資格喪失日及び同社D支所における資格取得日に係る記録を昭和40年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月16日から同年2月1日まで

昭和32年から定年退職するまで、A社に勤務していたが、40年1月16日付けで同社D支所へ転勤になった際の厚生年金保険の加入記録が1か月欠落している。記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事記録カード及び雇用保険の被保険者記録並びにA社では「正職員は毎月の給与から厚生年金保険料を控除するのが原則である。」としていることから判断して、申立人は同社に継続して勤務し（昭和40年1月16日に同社C支所から同社D支所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る同社D支所における昭和40年2月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者の同社C支所の資格喪失日及び同社D支所の資格取得日を昭和40年1月16日とするべきところ、資格喪失日については同年1月17日、資格取得日については同年2月1日と誤って届け出たとしており、また、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び厚生年金保険被保険者資格取得届において、申立人の資

格喪失日が同年1月17日、資格取得日が同年2月1日となっていることから、事業主が申立期間に係る資格喪失日を同年1月17日、資格取得日を同年2月1日と届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 5 月までの期間及び 58 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 46 年 5 月まで  
② 昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月まで

昭和 36 年 4 月ごろ、近くの集会所で町内会長から国民年金の説明を受けた。当時は直接市役所の窓口で納付し、画用紙 4 分の 1 くらいの白い厚紙の用紙に領収印を押してもらっていた。転居後も任意加入の手続をし、途切れることなく納付を続けた。未加入期間があることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が申立期間当時に居住していた住所地の市役所が保管している国民年金索引カードによると、「当初年月日 46.06.16」と記載されていること、及び社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 46 年 5 月 12 日に払い出されていることから、申立人は同年ごろに国民年金の任意加入手続を行ったことが推認できる上、申立人に対してほかの国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料を市役所の窓口で納付し、その際に画用紙 4 分の 1 くらいの大きさの白い厚紙の用紙に領収印を押してもらっていたとしているが、当時、市役所では、市役所窓口で保険料を収納する場合、申立人が記憶しているような様式の検認台紙を使用していないと回答している上、近所の住民からも申立人の主張を裏付けるような情報を得ることはできなかった。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和 46 年 6 月以降の数年間はずら

て保険料を納付し、保険料額が高くなるにつれて毎月納付に変更したことが確認でき、これは、申立人が主張している保険料の納付方法と一致する。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人が転居後に居住していた住所地の市役所が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の任意加入資格喪失届が昭和 58 年 4 月 14 日に提出され、同年 1 月 1 日にさかのぼって資格喪失していることが確認できる上、申立人は、資格喪失届提出後の同年 4 月 30 日に、資格喪失日までの未納期間である 57 年 4 月から同年 12 月までの保険料をまとめて納付していることが確認でき、同名簿の記録に不自然なところはみられない。

また、申立人が所持している国民年金手帳にも、昭和 58 年 1 月 1 日に任意加入被保険者資格を喪失した旨が記載されており、国民年金に未加入であることを認識していた市役所が、申立期間②の納付書を発行し保険料を収納することは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案 671

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成 3 年 3 月まで

私は、申立期間当時、アメリカの大学に留学していた。しかし、昭和 62 年 9 月ごろ、両親が 20 歳になった私のために国民年金への任意加入の手続をしてくれ、父親が保険料を納付してくれたようである。ところが、私の年金記録の確認をすると、この任意加入の期間がすべて未納になっているので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、両親が申立人の国民年金への任意加入の手続をしてくれ、父親が申立人の保険料を納付してくれたようであると主張しているが、申立人は国民年金の任意加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父親も申立期間に在住していた A 市において加入手続をした具体的な記憶が無く、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 5 月 9 日に 2 歳下の弟と共に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年 5 月 9 日前後の期間の国民年金手帳記号番号払出簿には、学生ばかりが記入されており、同年 4 月から 20 歳以上の学生が強制加入になったことに伴い、申立人の居住していた B 市では国民年金の加入手続が行われたと考えられ、それ以前の期間については任意加入期間であり、加入手続をした時点以降でないとい保険料の納付はできないため、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案 672

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から 46 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 46 年 1 月まで

私の父親が私の国民年金の加入手続きをしてくれ、母親が家族の保険料と一緒に集金人へ納付してくれていたはずである。姉に納付記録があるのに、私の国民年金の記録が未納になっているのは納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が家族の国民年金保険料と一緒に集金人に納付してくれていたはずであると主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳及びA市が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人の資格取得年月日は昭和 46 年 5 月 20 日と記載されており、46 年 5 月 1 日に厚生年金被保険者資格喪失後、国民年金の資格を取得したものと推認される。また、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 6 月 26 日に払い出されていることが確認でき、これ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金保険料を納付できない未加入期間と推認され、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明であり、申立人の両親は既に亡くなっていることから、当時の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月9日から27年12月31日まで

私は、昭和21年4月から27年12月までA社B工場に勤務したが、退職後、すぐに結婚し、当該事業所の所在地であるC市からD市に転居したので、自分で請求手続はしておらず、脱退手当金を受給した覚えはない。脱退手当金が支給済みとなっているのは納得できないため、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管している申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金に係る支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえな

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和28年9月当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえな

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 13 日から同年 12 月 12 日まで

私は、平成 17 年 10 月から、A 事業所で非常勤職員として勤務していたが、厚生年金保険は同年 12 月 12 日から加入したことになる。A 事業所長の証明による退職証明書では、使用期間が同年 10 月 13 日から 19 年 1 月 31 日までとなっており、厚生年金保険の記録と一致しない。なぜ、2 か月間、厚生年金保険の記録が空白になっているのか疑問である。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び退職証明書により、申立人は、申立期間に A 事業所（現在は、B 社 C 支店）に勤務していたことは認められる。

しかしながら、同事業所が保管している「非常勤の職員賃金請求書(兼支給台帳)」によると、申立人に係る社会保険料の控除欄は空白となっており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

また、申立人に係る平成 17 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料控除欄の金額を検証したところ、雇用保険料のみ控除され、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、同事業所は、「平成 17 年当時は、非常勤職員については試用期間を設け、当該期間については厚生年金保険に加入させない取扱いがあり、申立人についても、給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していない。」としている。

加えて、申立人と同時期に採用された非常勤職員に当時の勤務状況等を照会し、回答のあった 4 名について、採用時期と厚生年金保険の加入時期とを比較すると、申立人と同様、採用の約 2 か月後に厚生年金保険の被保険者資

格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月から 8 年 3 月まで  
マンションの管理人として働いていた時の年金記録が確認できないとの回答をもらった。給与は銀行振り込みで、振込額は保険料控除後の金額だと思っていた。給与明細書をもっておらず、年月も経過しているため、はっきり思い出せないことも多いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳によると、A社から申立期間に給与が振り込まれていることが確認でき、また、同社から提出のあった平成 7 年分の源泉徴収票からも、申立人は、平成 7 年 3 月 23 日に就職し、給与が支払われていることが確認できることから判断して、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、平成 7 年分の源泉徴収票によると、社会保険料の控除額欄は空白となっており、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社の人事担当者は、「管理人は 60 歳以上のパート社員が大半で、勤務時間や勤務日数が短いことから、厚生年金保険の加入条件を満たしておらず、ほとんどが加入していなかった。申立人も当時 60 歳以上のパート社員で、源泉徴収票からも厚生年金保険料を控除していないことが確認でき、厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。」としている。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。